

令和 4 年 6 月 3 日現在

機関番号：17102

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2021

課題番号：20K22060

研究課題名（和文）リバタリアニズムにおける分配施策の理論的基礎 ベーシック・インカムを中心に

研究課題名（英文）Theoretical Basis of Distributive Policies for Libertarianism, especially Basic Income

研究代表者

福原 明雄（FUKUHARA, Akio）

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：90878258

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、学問的・社会的に関心を集めるベーシック・インカムについて、申請者がこれまでに研究してきた、穏和なリバタリアニズムからどの程度擁護が可能であるか検討するものであった。BIについては様々な分野から様々な立場の議論が為されており、穏和なリバタリアニズムからも擁護は可能であるが、分配的正義に止まらない数多の同床異夢を抱えていることが明らかとなり、BIと特定の分配原理の接続可能性という関心では捉えきれない側面が次々と浮き彫りとなった。これを受けて、何がBIを、より一般的には特定の分配施策を取る意義であるかを、分配的正義の原理側がどう受け止められるのかを説明する必要があるという課題が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本における福祉政策に関する論議において度々話題に挙がるベーシック・インカムについて、穏和なリバタリアニズムからも擁護可能であることを明らかにした。一方で、巷間よく取り上げられるBIの実現可能性のような実践上の問題とは別の位相に、単に「分配的正義の具体化としてどのような施策が適切か」という関心では捉えられない、分配施策の性質による、正義構想との間で検討されるべき問題が存在していることも明らかにした。これは、今後の政策論議においても、高/低福祉という論じ方では足りない側面があることを示唆するものと考えている。

研究成果の概要（英文）：This study examines whether basic income, which has attracted much academic and social interest, can be defended from the moderate libertarianism I have been studying. BI has been the subject of debate from a variety of perspectives in a variety of fields, and it can be defended from the perspective of moderate libertarianism. At the same time, however, it became clear that there are many other aspects of BI that are not only distributive justice, and that cannot be captured by the concern about whether BI can be connected to specific distributive principles. This gave rise to the task of explaining how the principle of distributive justice can explain what is the significance and necessity of taking particular distributive measures.

研究分野：法哲学

キーワード：リバタリアニズム 分配施策

## 1. 研究開始当初の背景

法哲学における正義論の分野では、様々な分配的正義の構想が論じられてきたが、これまで申請者は、より分配に消極的でいわゆる「小さな政府」を目指す立場とされるリバタリアニズムについて研究してきた。20世紀後半のリバタリアニズムは無政府資本主義や最小国家論を含む、かなりラディカルな制度的インプリケーションを持つ自由主義論として名を馳せたが、その裏で根強く多くの支持者を得ていたのは、古典的自由主義などと呼ばれる、比較的穏健なリバタリアニズムであった。それらは80年代米英における小さな政府論の実践の理論的裏付けを与えたが、リバタリアニズムは次第に鳴りを潜めた。一方、哲学的には類似した概念・論法を用いることからリバタリアンを称しつつ、より哲学的に精緻に平等主義的な制度を擁護する左派リバタリアニズムと呼ばれる立場が登場するまでになった。

このような中で、昨今、穏健なリバタリアニズムでも哲学的精緻化が試みられており、日本のリバタリアニズムを研究する法哲学者の多くもこの流れに属する。これらの論者も他の正義構想の成果も取り入れつつ、帰結主義(功利主義)的考慮、人道主義的考慮、プロジェクト追求者であることの尊重など、様々に政府による分配をなすべき理由を挙げてきた。しかし、それが一体どのような分配施策を採用すべきかということまでは明らかにしていない。

目を海外の動向に向けると、少し事情が異なる。英米の分析的政治哲学における左派リバタリアニズムの隆盛がリバタリアニズムと小さな政府論の繋がりをかなり決定的に断絶させており、分配の理由や程度についての議論がかなりの程度自由に論じられるようになってきている。現在では、分配を否定する従来の「右派」と、平等論的な「左派」との間に、自覚的に「中道」的な立場を採る論者が増えている。この中道的な立場は、リバタリアニズムの哲学的洗練と、精緻化された正義論の成果を吸い上げる形でアップ・デートされた、穏健なリバタリアニズムである。このような中道的議論が支持し得る制度的な選択肢のうち、どの分配施策がより親和的であるのかは十分に明らかにされていないが、現状ではベーシック・インカムを中心にこれらの関係を論じるものが増えてきている。

## 2. 研究の目的

申請者はこれまでの研究において、このような精緻化された中道的議論にキャッチ・アップし、既に「中道」的な自らの見解も示した(福原明雄(2017)『リバタリアニズムを問い直す 右派/左派対立の先へ』)、これらのごとを踏まえ、穏健なリバタリアニズム構想がどのような具体的な施策に結びつくのかを明らかにすることが本研究の目的である。特に、リバタリアニズムの理論的基礎との関係に留意しつつ、いかなる分配施策が自らのリバタリアニズムの議論に適合的だと考えられるのかを、他の穏健なリバタリアニズムや新古典的自由主義(neo-classical liberal)を自称する論者たちのベーシック・インカム論を中心に検討して、自らの議論を組み立てることを目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究は、理論と具体的に知られた分配施策(最低所得保証、負の所得税、ベーシック・インカム等)との間の関係を検討するという方法を採用する。その中で、各施策がそれら自体でどのような特徴(強み・最低限満たすべき条件など)を持つかを明らかにし、それらが要求するようなこれまでに明らかにできていない情報や基準がある場合には、理論の一層の精緻化や修正を行うことで、理論と施策の両者の間でフィードバックを行って検討を進める。基本的には先行研究の渉猟・検討という形で研究を進める。本研究では、主にベーシック・インカムについての理論的な研究を中心に扱う。これは、これまでの申請者の研究から推測するに、ベーシック・インカム研究には比較的新しいものが多く、また、これまでに用いられてきた施策と比較する研究が見られたためである。このような方法により、申請者のリバタリアニズム理論にとってどのような施策が支持し易いものであるか、明らかにしたい。

## 4. 研究成果

上述の通り、本研究は主に理論的なリバタリアニズム研究とベーシック・インカム論を中心とする分配施策の研究を行った。

本研究ではまず、申請者にとって比較的馴染みの薄いベーシック・インカム論を広く渉猟することから始めた。折しもコロナ禍の不透明性が増している時期に研究に着手したため、ヨーロ

ツパにおけるベーシック・インカム導入が実験的に行われたり、大規模での実施が検討されるという時期と被ることになり、様々な議論のやり取りが見られた。

尤も、それらの議論も、日本において出版されているもの（それが日本人の著者によるものであれ、訳書であれ）も、共に現実に行われたならばこのような生き方や社会が可能になるのに、という運動的な関心を持つものや、財政的にどの程度現実的であるか、どの程度の給付が必要か、といったような実現の可能性に主眼を置くものが多く、比較的理論的基礎に重きを置くものは、事前に知っていたもの（齊藤拓の手になるもの）のほかには、榊原清玄による研究の今後の本格的な公表を待つほかないという結果であった。

一方で、英語で書かれるものには一定の収穫があった。例えば、Michael Cholbi and Michael Weber(ed.)(2020)*The Future of Work, Technology, and Basic Income*, Routledge は労働や AI による自動化などを中心に、様々な観点からベーシック・インカムの基礎や可能性について論じる好著であった。しかし、本書収録の論文 Matt Zwolinski(2020) “A Hayekian Case for Free Markets and a Basic Income” に端的に表れているように、「リバタリアニズムとベーシック・インカムの接続」という課題のほとんどが、ハイエクの議論を様々に読み直し(読み換え)て議論を展開する、いわゆるアリゾナ学派と言われる新古典的自由主義の論者たちになされていることが分かった。申請者のようなノージックを基礎とするような議論の系譜とは幾分異なるリバタリアニズム観の下に「リバタリアニズムとベーシック・インカムが接続できる」という一見すると見栄えのする（実はそれほど驚きのない）議論が為されているように見える。また、これらの議論が申請者にとってなかなか実にするのが難しい理由として、明らかに異なる自由観（ペティットに代表される共和主義的自由 republican freedom）を例えばハイエクの自由理解から引き出す形で議論を進めるといふ点である。元来、リバタリアニズムという枠は緩いものであるから、左派リバタリアニズムなどが可能になるのだが、（ノージック的な自己所有権理解やそれに付随する形での自由理解の扱いにくさはあるにせよ）今度は自由観の大きな変更を伴うとなれば、やはりもう一度「リバタリアニズムとは何か」問題を、自らの見解と共に見直す必要があるのではないかと考えるようになった。

また、様々なベーシック・インカム研究を読むに、ベーシック・インカムとして論じられる施策自体の枠の緩さや、あまり注意されない前提も気になるようになった。本研究の目的に書いた通り、最低限の所得保障や負の所得税とは区別されるものとしてベーシック・インカムが検討される必要があるということだったが、論者によって強調点が異なることで、目指されている施策の具体像がかなりズレているのではないかという理解を得た。例えば、共和主義的な自由を保障するためのベーシック・インカムという議論の場合、無条件的にすべての国民に一律の給付を行う必然性はないのであり、なぜベーシック・インカムであるべきなのかがなかなか理解できない（既に保障される水準の自由を享受している者に一律の給付をする（実践的でない）理由は無いように思われる）。無条件性を多くの場合は働けるか、働く意志があるかを問わないことなどに求める議論が多いが、現状の格差の淵源が労働ではなく金融資産や不動産によってもたらされるケースもあることを考えれば、必ずしも問題は労働にはないように見え、その無条件性の良い面の取り分自体はベーシック・インカム独特のものではないように見えた。また、「リバタリアニズムとベーシック・インカムが接続できる」ように、様々な見解から、様々な利点を挙げられて、ベーシック・インカムが望まれるという議論に出会うことで（ヴァン・パリースはそのことを頼もしいと思っているようだが）、上述の微妙なズレも相まって、ベーシック・インカムはそれ自体を追って行っても同床異夢に巻き込まれるだけなのではないかと考えるようになった。その過程で、特に民主制をより良くするためにベーシック・インカムが有用であるという議論に触れ、無条件性などの基底には福祉国家的なナショナリズムの発想が控えているのだと理解することになった（cf. Philippe van Parijs(2018)*Basic Income and the Left*）。ベーシック・インカム論では往々にしてその意義を強調するために UBI(Universal Basic Income) という表現が用いられるが、Universality がナショナリティによる拘束を受けるべきかは、正義論上、かなり論争的な問題であるが、必ずしもこれと同じ程度に注意が払われているようには見えなかった（世界中に一律のベーシック・インカムを実現すべきだという議論は決して多くはない）。このような手詰まり感の中で東京法哲学研究会 2022 年 1 月例会において川瀬貴之(2021)『リベラル・ナショナリズムの理論』の合評会報告を行い、そこで分配とナショナリズムの関係について、特にナショナリティの力の限界を尋ねる報告を行った。

ここまでの経緯から、ノージック的なリバタリアニズムの流れにいる自らの議論がどのような施策と適合的であるか理解するためには、自由観も含めて、今一度自らの理論について検討しなおさなければならぬと考え、自己所有権と自由論に関する議論の渉猟に取り組んだ。例えば、*Social Philosophy and Policy* 誌 (vol.36, iss.2) において Self-ownership 特集が組まれるなど、現在でも自己所有権の議論に展開が見られたが、必ずしもリバタリアンな関心で論じられている訳ではなく、その点、とても勉強にはなったが、それ自体から何かを引き出すことはできなかった。一方で、申請者と同じようにノージック的な議論の組み立て（ロッキの但し書きの解釈）で十分主義的リバタリアニズムを標榜する Fabian Wendt も議論を進めており、これを追って、自身の理論面の研究を進めた。これらの議論から得たところを加えて、Wendt の検討を中心にして研究会報告を行った。この報告を更に膨らませたものを令和 4 年度中に論文として発表する予定である。

このようにリバタリアニズムを研究する中で、リバタリアンによるユートピア実現実験を追

ったマシュー・ホンゴルツ・ヘトリング『リバタリアンが社会実験してみた町の話』という大変面白いルポルタージュが出版され、縁あって書評する機会を得た。申請者はベーシック・インカムを理論の具体的実現施策であると考えて研究してきたが、それはあくまで狭く人間の問題を扱っているにすぎず、様々な人間の意図とは関係のないことが人間を襲うのだという学びを得た。これは本研究の目的とは直接関係しないものであるだろうが、理論的な議論の示唆がどこまで射程に入られているのかということについて、より明確に意識すべきだということが分かった。

以上のように、本研究は、日本における福祉施策に関する論議において度々話題に挙がるベーシック・インカムについて、穏当なリバタリアニズムからも擁護可能であることを明らかにした。一方で、巷間よく取り上げられるBIの実現可能性のような実践上の問題とは別の位相に、単に「分配的正義の具体化としてどのような施策が適切か」という関心では捉えられない、分配施策の性質による、正義構想との間で検討されるべき問題が存在していることも明らかにし、そのようなもの間での架橋には、そのことにより自覚的な理論の組み上げ（見直し）が必要であることを明らかにした。これは、今後の政策論議においても、高ノ低福祉というような問題として論じるのでは足りない側面が多くあることを示唆するものと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 福原明雄
2. 発表標題 自己所有権の基礎とその含意
3. 学会等名 九州法理論研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 福原明雄
2. 発表標題 リベラル優先型ナショナリズム擁護の可能性ー川瀬貴之『リベラル・ナショナリズムの理論』合評会コメント
3. 学会等名 東京法哲学研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 野口雅弘、山本圭、高山裕二（編著）（福原明雄（分担執筆））	4. 発行年 2021年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 216（内4）
3. 書名 『よくわかる政治思想』所収 「ノージック」、「リバタリアニズム」項目	

1. 著者名 那須耕介、橋本努（編著）（福原明雄（分担執筆））	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 264（内28）
3. 書名 『ナッジ!?』所収 第7章「『リバタリアン』とはどういう意味か？」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

時事ドットコム（書評）

【今月の一冊】マシュー・ホンゴルツ・ヘトリング著、上京恵訳「リパタリアンが社会実験してみた町の話 自由至上主義者のユートピアは実現できたのか」  
（原書房）

<https://www.jiji.com/jc/v4?id=shohyo0001>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------